図解し座開設の確認事

項とルール

ここでは、□座開設時に必要な主 な確認事項を挙げて、それぞれのポ イントを図解します。

14

②外国PEPsかどうかの確認



重要 マネー・ローンダリングのリスクが高い外国要人等を厳格に管理するた めに、外国 PEP s かどうか把握する

〈外国 PFPs の該当者〉

- a 外国の元首
- ⑥外国で下記の職にある者
- ・わが国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ・わが国における衆議院議長・衆議院副議長、参議院議長・参議院副議長に相当する職
- ・わが国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・わが国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使に相当する職 など
- ©過去に③または⑤であった者
- (d)a)~(c)の親族
- (e) a ∼ d が実質的支配者である法人

③反社会的勢力でないことの確認



15

──── 反社会的勢力との取引を未然に防いだり停止したりするために、お客様 **▼から反社でないことの表明・確約の取得やデータとの照合などを行う**

〈反社会的勢力の対象〉

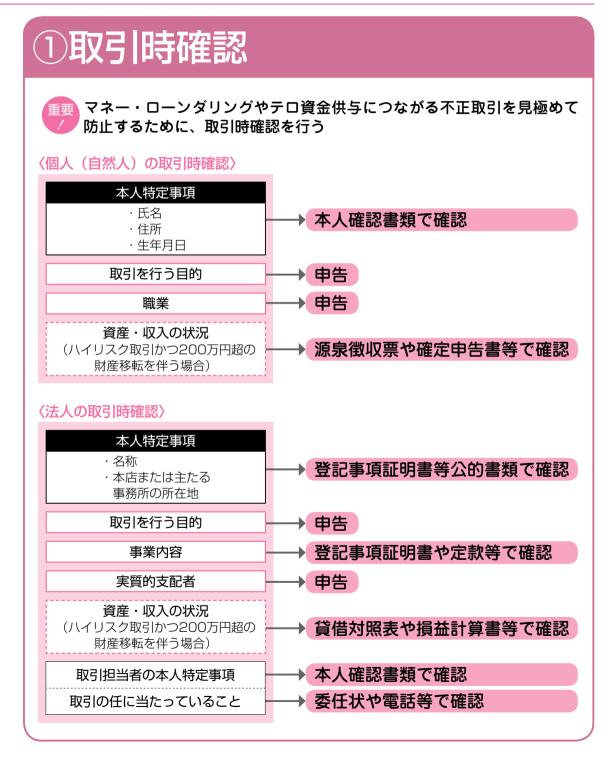
反社会的勢力

〈属性要件〉暴力団・暴力団員・暴力 団準構成員・総会屋・フロント企業・ 社会運動等標榜ゴロ・特殊知能暴力

〈行為要件〉暴力的な要求行為、法的 な責任を超えた不当要求、詐術、業 務妨害、信用等の毀損行為など

共生者・密接関係 者・密接交際者・ 反市場勢力・半グ →反社と人的・経 済的に深い関係に あるもの





バンクビジネス 2019年9月号増刊 バンクビジネス 2019年9月号増刊